

県民公園太閤山ランド水辺の広場大型遊具整備工事における

設計・施工一括発注 公募型プロポーザル実施要領

令和3年6月

富山県土木部都市計画課

1. 総則

本実施要領は、県民公園太閤山ランド水辺の広場に大型遊具を設置するため、その選定を公平性及び透明性をもった設計・施工一括発注公募型プロポーザル方式により、優れた提案者を「県民公園太閤山ランド水辺の広場大型遊具整備工事」の受注候補者として選定するため必要な事項を定める。

2. 概要

(1) 名称

県民公園太閤山ランド水辺の広場大型遊具整備工事における設計・施工一括発注公募型プロポーザル

(2) 目的

太閤山ランドの水辺の広場にシンボリックな大型複合遊具を設置することで、幅広い年齢の子どもが安心して遊べる空間を創出し、人気の噴水パラダイスと一体的な利用を図り、賑わいのあるエリアを創出することを目的とする。この目的を達成するため、本実施要領に基づく公募型プロポーザル方式（設計・施工一括）により、優れた技術力や知識を持った提案者を、「県民公園太閤山ランド水辺の広場大型遊具整備工事」の受注候補者として選定するものである。

(3) 工事の内容

別紙「県民公園太閤山ランド水辺の広場大型遊具整備工事における設計・施工一括発注 公募型プロポーザル要求水準書」（以下、「水準書」という）のとおりとする。

(4) 工事期間

契約締結の日から令和4年3月18日（金）までとする。

(5) 工事場所

水準書のとおり。

(6) 提案限度額

50,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とし、提案内容に係わらず、この上限額以上の提案は受け付けない。

3. 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、参加表明書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。
- (2) 富山県における令和3・4年度建設工事競争入札参加資格者名簿の「造園工事」に登録されていること。
- (3) 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資

格等に関する要綱第 10 条第 1 項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。) でないこと。

- (5) 富山県暴力団排除条例(平成 23 年富山県条例第 4 号)第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条例第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 富山県高岡土木センター管内(氷見土木事務所及び小矢部土木事務所を含む)に主たる営業所(*)を有し、富山県における令和 3・4 年度建設工事競争入札参加資格者名簿の「造園工事」における総合数値が 700 点以上である者
(*営業所とは、建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 19 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する主たる営業所をいう。)

4. 審査方法、日程、提出書類

(1) 審査方法

参加資格を審査の上、提出された企画提案書の内容及びプレゼンテーションの実施結果を受けて、「県民公園太閤山ランド水辺の広場大型遊具整備工事における設計・施工一括発注公募型プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が別に定める「県民公園太閤山ランド水辺の広場大型遊具整備工事における設計・施工一括発注公募型プロポーザル審査要領」(以下「審査要領」という。)に基づく審査を行い、受注候補者を選定する。

- ア 提案者が 1 者の場合であっても、選定委員会を行うものとし、審査の結果、提案内容が最低基準を満たす場合、その提案者を最適なものとして選定し受注候補者として選定する。
- イ プレゼンテーションの実施後、選定委員会が必要と認めた場合には、提案書の内容について説明や資料の提出を求めることができる。
- ウ 太閤山ランド内の「こどもみらい館」に企画提案書の一部(完成予想イラスト図)を展示し(展示期間は、令和 3 年 8 月 17 日(火)～8 月 29 日(日)の予定)、来館者を対象としてアンケート調査を実施し、各提案に対する感想、回答者の年齢等を記載してもらう。このアンケート調査の結果については、選定委員会に報告する。これは、提案者が 1 者の場合でも実施する。
- エ 審査は、選定委員会で評価、採点し、別に定める最低基準を超えた提案者のうち点数の合計が最も高い提案者を当該業務に最適なものとして選定し受注候補者とする。また、次点の者を次席者とする。
- オ 審査結果については、各企画提案者に書面により通知するとともに、全企画提案者の審査結果の評価点数を富山県ホームページで公表する。なお、審査結果に対する問い合わせ及び異議については受け付けない。

(2) 日程 (予定)

項目	日程
実施要領の公表 参加表明書の受付開始 質問書の受付開始	令和3年6月25日(金)
質問書の受付終了	令和3年7月5日(月)午後5時
参加表明書の受付終了	令和3年7月14日(水)午後5時
質問書に対する回答	令和3年7月19日(月)
企画提案書の受付終了	令和3年8月13日(金)午後5時
企画提案書の一部(完成予想イラスト 図)をこどもみらい館内に展示、アン ケート実施	令和3年8月17日(火) ～令和3年8月29日(日)
プレゼンテーションによる審査	令和3年9月1日(水)
審査結果の公表	令和3年9月7日(火)
工事請負契約の締結	令和3年9月中旬

(3) 提出書類(概要)

実施要領	項目	様式番号等	提出期間(予定)
5. 参加表明書 関連	参加表明書兼誓約書	様式第1号	令和3年6月25日(金) ～令和3年7月14日(水) 午後5時
	提案者概要書	様式第2号	
	工事実施体制及び工事 担当予定者調書	任意様式 A4 縦型横書	
	業務等実績書	様式第3号	
6. 質問関連 (質問がある場 合のみ)	質問書	様式第4号	令和3年6月25日(金) ～令和3年7月5日(月) 午後5時
7. 企画提案書 関連	企画提案書等送付書	様式第5号	令和3年6月25日(金) ～令和3年8月13日(金) 午後5時
	企画提案書	任意様式、A3 横型横書	
	完成予想イラスト図	任意様式、A1	
	工事工程表	任意様式、A3 横型横書	
	見積書	任意様式、A4 縦型横書	

なお、詳細については、実施要領の各項目を参照のこと。

5. 参加表明書について

(1) 受付期間（予定）

令和3年6月25日（金）から令和3年7月14日（水）午後5時まで【必着】

(2) 提出先

「11. 書類提出及び連絡先」に同じ

(3) 提出方法

持参または郵送とする。

※持参による受付は、土、日、祝日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までの間とする。

※郵送の場合は、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに必着とすること。なお、郵送の場合は、必ずその旨を富山県土木部都市計画課まで連絡すること。

(4) 提出書類

ア 参加表明書兼誓約書（様式第1号）／1部

イ 提案者概要書（様式第2号）／11部

ウ 工事実施体制及び工事担当予定者調書（任意様式、A4縦型横書）／11部

・工事総括担当者及び工事担当予定者の分担業務、氏名、資格、経歴及び主な業務実績を記載すること。

・設計および工事の執行体制を図示するとともに、編成の考え方や特色を記載すること。協力会社（予定を含む）・下請負業者（予定を含む）の名称および役割についても記載すること。

・表紙には「工事実施体制及び工事担当予定者調書」と表示し各ページに番号を付すこと。

エ 業務等実績書（様式第3号）／11部

(5) 参加資格要件の確認

・提出された書類に基づき審査した結果、参加資格要件がないと県が判断した場合のみ、令和3年7月16日（金）午後5時までに、当該参加表明者にその旨を連絡する。なお、参加資格要件がないとされた者は、令和3年7月20日（火）午後5時までに文書により、理由の説明を要求できる。

6. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問書（様式第4号）に必要事項を記載し、電子メールで提出すること。なお、質問書を提出した際には、受信確認のため電話でその旨を連絡すること。

・宛先：富山県土木部都市計画課区画整理・公園係

・メールアドレス：atoshikeikaku@pref.toyama.lg.jp

・件名：「県民公園太閤山ランド水辺の広場大型遊具整備工事における設計・施工一括発注公募型プロポーザル 質問書（会社名等）」

(2) 受付期間（予定）

令和3年6月25日（金）から令和3年7月5日（月）午後5時まで【必着】

(3) 回答方法（予定）

質問及び回答をとりまとめた上で、令和3年7月19日（月）に全参加表明者（5.（5）において参加資格要件がないとされた者を除く。）に対して電子メールで回答する。

7. 企画提案書について

（1）受付期間（予定）

令和3年6月25日（金）から令和3年8月13日（金）午後5時まで【必着】

（2）提出先

「11. 書類提出及び連絡先」に同じ

（3）提出方法

持参または郵送とする。

※持参による受付は、土、日、祝日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までの間とする。

※郵送の場合は、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに必着とすること。なお、郵送の場合は、必ずその旨を富山県土木部都市計画課まで連絡すること。

（4）提出書類

ア 企画提案書等送付書（様式第5号）／1部

イ 企画提案書（任意様式、A3横型横書き）／11部

・別紙水準書に掲げる業務を遂行するための具体的な手法を次の項目ごとに記載すること。

①提案の的確性について

（水準書に沿った設計コンセプトで、安全性・維持管理に配慮した提案であるか）

②提案の独創性について

（地域の特性を意識した規模や種類、配置、デザインであり、地形や景観に配慮された提案であるか）

③提案の実現性について

（期間内に業務を遂行する体制、取組方針、工程であり安全確保に配慮した提案であるか）

④提案価格の妥当性について

（提案価格の積算根拠が適正であるか）

・文章での記載のほか、概念図、簡潔な図面・図表、既往成果、現地写真、完成予想イラスト図等を用いた提案とすること。

・表紙には「県民公園太閤山ランド水辺の広場大型遊具整備工事における設計・施工企画提案書」と表示し各ページに番号を付すこと。

ウ 完成予想イラスト図（A1）／1部

・こどもみらい館でのアンケート実施の際に用いるため、展示用にA1サイズの完成予想イラスト図（設置位置周辺景観との関係が分かるように）を提出すること。

エ 工事工程表（任意様式、A3横型横書き）／11部

工事の実施手順や期日等について簡潔かつ具体的に記載すること。

オ 見積書（任意様式、A4縦型横書き）／11部

・1部は原本で、残りはコピー可とする。

- ・宛先は「富山県知事 新田 八朗」とする。
- ・記載金額については、総額の本体価格（税抜き）、消費税額を別々に記載し、さらに合計金額を明記すること。
- ・内訳については、設計費、工事費の内訳、諸経費等の積算の内訳が分かるよう、できるだけ詳細に記載するものとし、公園緑地工事工種体系ツリー図
(<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001345963.pdf>)
で定めるレベル4での積算内容が分かることが望ましい。

(5) プレゼンテーションによる審査（予定）

開催日時、会場、プレゼンテーション方法、プレゼンテーションの順番等については、現時点では次のとおりの予定としているが、詳細については参加申込手続きを行った者に対し、別途連絡するものとする。

ア 日時：令和3年9月1日（水）

イ 場所：富山県庁周辺の会議室

ウ 内容

- ・企画提案書の提出者は、その内容についてプレゼンテーションを行うものとする。なお、審査過程は非公開とする。
- ・企画提案書のプレゼンテーションは、1者15分以内の口頭説明とし、その後、選定委員会委員による10分程度の質疑応答時間を設ける。
- ・パソコンは提案者が準備するものとし、プロジェクター、スクリーンは富山県が準備する。
- ・機器の設置はプレゼンテーションの開始時刻までに終わること。
- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の到着順とする。
- ・企画提案書の提出者は、他の提出者のプレゼンテーション等を視聴してはならないものとする。

8. 契約の締結について

- ・4.（1）において選定した受注候補者と契約交渉のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- ・契約は、本プロポーザルにおいて提案された内容に準拠して締結されるものとする。
- ・受注候補者は、契約にあたり発注者と見積合わせを行い、契約を締結するものとするが、企画提案時に提出した見積書記載金額の合計額を超えた契約はできないものとする。
- ・当該受注候補者との契約が成立しない場合は、次席者と契約交渉を行うものとする。

9. 企画提案書等の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合においては、評価により順位付けられた企画提案者の順位を繰り上げる。

- (1) 提出期日を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 審査結果が確定するまでの間に、選定委員会委員または事業担当課等関係者に、本企画に対す

る援助を直接または間接的に求めた場合

- (4) 審査結果が確定するまでの間に、3.(1)～(6)の参加資格要件を満たさないこととなった場合
- (5) 提出された企画提案書で記載の見積額が、提案限度額に定める額を超えた場合
- (6) その他、本要領に違反すると認められる場合

10. その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、提案を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要するすべての費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
- (5) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し、使用することができる。
- (6) 参加表明書及び企画提案書等の提出後において、記載内容の変更は認めない。
- (7) 提出された企画提案書等の著作権は、原則当該提出者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の使用権は富山県に帰属する。また、第三者の著作権の使用の責は、使用したプロポーザル提案者に帰属する。
- (8) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。
- (9) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、速やかに富山県土木部都市計画課(TEL076-444-9674)へ連絡するとともに、令和3年8月20日(金)正午までに、辞退届(任意様式)を提出すること。

11. 書類提出及び連絡先

〒930-8501 富山市新総曲輪1号7番

富山県土木部都市計画課区画整理・公園係

TEL:076-444-9674(直通)

E-mail: atoshikeikaku@pref.toyama.lg.jp